

# 島根県報

第一、四六二号

平成十五年四月十八日

(金曜日)

告示

告示

目次

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)一
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課)一
島根県農業振興地域整備基本方針の変更	(農業経営課)二
土地改良区の役員の就任及び退任(二件)	(農村整備課)二
土地改良区の定款変更の認可	(農村整備課)二
土地改良事業変更施行の認可	(農村整備課)二
土地改良事業施行の同意	(農村整備課)二
県営土地改良事業の工事の完了(二件)	(農村整備課)二
保安林予定森林	(森林整備課)三
漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正	(水産課)三
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(商工政策課)三
過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく基幹道路の整備の完了	(道路維持課)三
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧(二件)	(環境生活総務課)五
大規模小売店舗立地法の規定による承継の届出の縦覧	(商工政策課)六
基本測量の実施	六

島根県告示第四百六号

介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年四月十八日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
益田市	訪問リハビリテーション	益田市立介護老人保健施設くにさき	益田市遠田町一	平成十五年四月九五六一八
	苑			一日

島根県告示第四百七号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年島根県規則第十七号)第二条の規定により告示する。

平成十五年四月十八日

島根県知事 澄田信義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関	指定年月日
徳安 宏和	呼吸器科		
病院 松江赤十字	名 称		
松江市母衣町二〇〇	所 在 地		
平成十五年三月三十日			

及川 馨	小兒科・内 科	及川医院	平田市灘分町七〇七一五
小池 誠	外科	島根医科大 学医学部附 属病院	出雲市塩冶町八九一 〃
			〃

## 島根県告示第四百八号

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二十号）附則第三条第三項の規定に基づき、島根県農業振興地域整備基本方針を変更したので、同項において準用する農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四条第七項の規定により告示する。

なお、変更後の基本方針は登載を省略し、島根県農林水産部農業經營課、隱岐支庁農林局及び各農林振興センターに備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十五年四月十八日

島根県知事 澄田信義

## 島根県告示第四百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年四月十八日

大社町土地改良区  
一 就任した役員の氏名及び住所  
理事

島根県知事 澄田信義

島根県告示第四百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定により、飯石郡三刀屋町土地改良区の定款変更を平成十五年四月十一日付けで認可した。

平成十五年四月十八日

## 島根県告示第四百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年四月十八日

島根県知事 澄田信義

島根県知事 澄田信義

益田市土地改良区

一 就任した役員の氏名及び住所  
監事

二 就任年月日  
平成十五年四月一日  
監事

三 退任した役員の氏名及び住所  
中島 啓佐 益田市高津五丁目二六番二五号

二 就任年月日  
平成十五年三月二十七日

三 退任した役員の氏名及び住所  
理事  
上野 良一 篠川郡大社町大字菱根九一五番地

上野 清 篠川郡大社町大字菱根九三五番地

## 島根県告示第四百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の変更施行を認可した。

平成十五年四月十八日

島根県知事 澄田信義

事業主体名 能義郡広瀬町土 地改良区	事業 業 名 八方原地区区画整理事業 (非補助土地改良事業)	認可年月日 平成十五年四月九日
--------------------------	--	--------------------

島根県知事 澄田信義

事業主体名 益田市	事業 業 名 飯田地区用排水施設事業 (非補助土地改良事業)	同意年月日 平成十五年四月九日
--------------	--	--------------------

## 島根県告示第四百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成十五年四月十八日

島根県知事 澄田信義

## 島根県告示第四百十五号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十五年四月十八日

島根県知事 澄田信義

事業 業 名 頓原上地区区画整理事業 (県営ほ場整備事業)	完了年月日 平成十五年三月二十日
---	---------------------

## 島根県告示第四百十六号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年四月十八日

島根県知事 澄田信義

## (一) 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡日原町大字左鏡字木野二〇七三の四、二〇七三の一〇

## (二) 指定の目的

水源のかん養

## (三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

## 島根県告示第四百十四号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十五年四月十八日

島根県知事 澄田信義

島根県知事 澄田信義

事業 業 名 下三所地区(第二工区)区画整理事業(県営地域開発関連整備事業)	完了年月日 平成十五年三月二十日
---	---------------------

## 島根県報

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (1) 保安林予定森林の所在場所  
鹿足郡日原町大字左鎧字ハサマ一〇〇三の二、大字滝元字宮ノ上四〇一、字中郷四〇二続一、四〇二の四、四〇二の七、字中エキ二三一八の一、字寺ノ上三三一九
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び日原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第四百十七号

漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業の表十六の項漁業の区分の欄を次のように改める。

平成十五年四月十八日

島根県知事 澄田信義

二 届出年月日 平成十五年三月三十一日

漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業の表十六の項漁業の区分の欄を次のように

## 島根県告示第四百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があるので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十五年四月十八日

島根県知事 澄田信義

## 一 届出の概要

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デパートパラオ 島根県出雲市今市町二五九番地

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

出雲商業開発株式会社 代表取締役 三吉庸善 島根県出雲市今市町二五九番地

協同組合出雲ショッピングセンター 代表理事 坂根直樹 島根県出雲市今市町二

## 五九番地

イオン株式会社 取締役 岡田元也 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

## 3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）株式会社マイカル 管財人 岡田元也 大阪府大阪市中央区船場中央二一

二番五一三一八号船場セントラビル五号館三階

（変更後）イオン株式会社 取締役 岡田元也 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番

## 地一

## 4 変更の年月日

平成十四年十月六日



特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年四月十八日

島根県知事 澄田信義

一 申請のあった年月日

平成十五年四月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 デイハウスKOMOREBI

三 代表者の氏名

植田 功

四 主たる事務所の所在地

八束郡八雲村大字東岩坂二六八番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ子供や高齢者に対して、介護サービスを提供する事業を行い、地域福祉の増進を図り、安心して暮らせる地域社会の形成に寄与することを目的とする。

六 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第十二条第三項の規定による届出があつたので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年四月十八日

島根県知事 澄田信義

# 島根県報

平成15年4月18日

平成十五年四月十八日印刷

発行者

島根県

印 刷 所  
松江市殿町島根県  
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金一千四百二十円（送料共）